

DV 被害者の自立のための 支援物資を募集します



国では、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間としています。川崎市男女共同参画センターでは、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者が安心して新たな生活を送ることができるよう、以下の物資を募集します。

受付期間

2017.11.12(日) ~ 12.16(土) 詳細は裏面参照

●衣類など（シミ汚れなしの新品のみ、季節不問）

- ・子ども服、乳幼児服
- ・部屋着（ジャージ、トレーナーなど）、下着類（女性／子ども用）、パジャマ、シーツ、タオル類、カーテン

●くすり（使用期限が2018年4月以降で新品かつ未開封のもの）

- ・家庭薬（湿布薬、風邪薬、鎮痛剤、絆創膏、消毒薬）

●消耗品（新品のみ）

- ・ラップ類、入浴剤、消臭剤、石けん、洗剤類（台所、洗濯、掃除）
- ・調理器具
- ・シャンプー類、トイレットペーパー、ティッシュ、生理用品
- ・筆記用具（ノート、えんぴつ、ボールペン）、色えんぴつ、消しゴム

台所・洗濯・風呂等に関する物資は洗剤とスポンジなどセットでご提供いただくと助かります

●食料品（賞味期限が2018年4月以降で未開封のもの）

- ・乾麺（そば、うどん、パスタ）、レトルト食品、米、缶詰、調味料、もち、お茶、コーヒー、お菓子など

●電化製品（以下の中古品も可）

- ・炊飯器、掃除機、ドライヤー、子ども向けDVD、ミシン

新品をお願いする理由

Q 数回使っただけで、まだきれいです。クリーニングしたし、十分に使えると思うんですが、物資として提供できませんか？

A すくらむ21の支援物資募集へのご協力ありがとうございます。支援物資は、炊飯器など家電製品を除き、すべて新品（未開封）としています。

DVから逃れるために、住み慣れた家や地域、友人たちとの関係を失ってしまうことも多いDV被害者に、「DVから逃れて、本当によかった」と思いながら、せめて、新しい物を使い、「新しい生活をこれから作っていく」との新たな気持ちでDVからの回復や自立を目指してもらいたい。すくらむ21の支援物資募集には、そんな意味があります。ぜひ新品のご提供にご理解ください。



